

# 告示

## 埼玉県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足立北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井久男	埼玉県鴻巣市登戸四百二十五番地
同	渡邊秋夫	同 糠田二千三百四十番地
同	伊藤政士	同 箕田五十三番地
同	小林國秀	同 三町免二十八番地
同	福島律政	同 小谷二千百五十三番地
同	林春男	同 荊原二十六番地
同	小林信雄	同 大芦千二百七番地三
監事	武井美津夫	同 糠田千四百十二番地
同	原口春雄	同 小谷八十三番地
同	吉田勝利	同 大芦千八百二十六番地
同	平賀豊	同 箕田二千二百九十六番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	平賀元宣	埼玉県鴻巣市明用二百九十五番地
同	渡邊秋夫	同 糠田二千三百四十番地
同	林春男	同 荊原二十六番地
同	吉田勝利	同 大芦千八百二十六番地
同	原口治男	同 小谷千九百一番地
同	成塚常吉	同 宮前四百九十一番地
同	伊藤政士	同 箕田五十三番地
監事	太田隆男	同 箕田百五十五番地一
同	小林信雄	同 大芦千二百七番地三
同	杉山邦司	同 小谷九百五番地
同	武井美津夫	同 糠田千四百十二番地